

令和2年第4回箕面市議会定例會議案

市面簣

令和2年第4回箕面市議会定例会議案

第103号議案	業務委託契約締結の件（箕面船場阪大前駅前地区内における証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務）	4
第104号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立止々呂美ふるさと自然館）	5
第105号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立かやの広場）	6
第106号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立箕面文化・交流センター）	7
第107号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立斎場及び箕面市立靈園）	8
第108号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立医療保健センター）	9
第109号議案	豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件	10
第110号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件	15
第111号議案	箕面市地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	17
第112号議案	箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例改正の件	20
第113号議案	箕面市新市立病院整備審議会設置条例改正の件	22
第114号議案	箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例及び箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例改正の件	23
第115号議案	箕面市火災予防条例改正の件	29
第116号議案	箕面市公営企業の設置等に関する条例及び箕面市公営企業職員定数条例改正の件	32

第117号議案	箕面市競艇事業の設置等に関する条例制定の件	34
第118号議案	箕面市競艇企業職員定数条例制定の件	37
第119号議案	箕面市公営企業における管理者の配置の見直しに伴う関係条例の整備 に関する条例制定の件	38
第120号議案	令和2年度箕面市一般会計補正予算（第14号）	43
第121号議案	令和2年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第1号）	70
第122号議案	令和2年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）	78
第123号議案	令和2年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）	87
第124号議案	令和2年度箕面市特別会計介護サービス事業費補正予算（第1号）	94
第125号議案	令和2年度箕面市病院事業会計補正予算（第3号）	101
第126号議案	令和2年度箕面市水道事業会計補正予算（第3号）	107
第127号議案	令和2年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	114
第128号議案	令和2年度箕面市競艇事業会計補正予算（第3号）	119
質問 第3号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	124
質問 第4号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	126
質問 第5号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	128

第103号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

- 1 契約の目的 箕面船場阪大前駅前地区内における証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務
- 2 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
東京ビジネスサービス株式会社
代表取締役 野島信明
- 3 契約の期間 令和3年5月3日から令和8年5月2日まで

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第23条において準用する同法第20条第1項の規定により箕面船場阪大前駅前地区内における証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務の委託契約を締結するため、同法第34条第3項の規定により提案するものである。

第104号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立止々呂美ふるさと自然館の指定管理者を指定する。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 箕面市立止々呂美ふるさと自然館 |
| 2 指定管理者 | 新潟県三条市中野原456番地
株式会社スノーピーク
代表取締役社長 山井梨沙 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

(提案理由)

箕面市立止々呂美ふるさと自然館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第105号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成28年6月24日議決を経た「第53号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

「3 指定の期間 平成28年8月1日から平成33年3月31日まで」を「3 指定の期間 平成28年8月1日から令和4年3月31日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立かやの広場の指定管理者の指定について、その指定の期間を1年間延長するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第106号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成22年12月20日議決を経た「第106号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

「3 指定の期間 平成23年4月1日から平成33年3月31日まで」を「3 指定の期間 平成23年4月1日から令和4年3月31日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者の指定について、その指定の期間を1年間延長するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第107号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立斎場及び箕面市立靈園の指定管理者を指定する。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

1 公の施設の名称 箕面市立聖苑及び箕面市立靈園

2 指定管理者 福岡市博多区東公園6番21号
太陽築炉工業株式会社

代表取締役 江口正司

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

箕面市立聖苑及び箕面市立靈園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第108号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立医療保健センターの指定管理者を指定する。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

- | | |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | 箕面市立医療保健センター及び箕面市立医療保健センター分室 |
| 2 指定管理者 | 箕面市萱野五丁目8番1号
一般財団法人箕面市医療保健センター
理事長 稲野公一 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和13年3月31日まで |

(提案理由)

箕面市立医療保健センター及び箕面市立医療保健センター分室の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第109号議案

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議
の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により豊中市・吹田市・
池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会を設置するため、別紙規約のとおり豊中市、吹田市、
池田市及び摂津市と協議する。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

(提案理由)

消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・
摂津市消防通信指令事務協議会を設置することについて豊中市、吹田市、池田市及び摂津市と協
議するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により提案するものである。

別紙

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 協議会の組織（第6条—第10条）
- 第3章 協議会の会議（第11条—第13条）
- 第4章 協議会の事務に関する条例等（第14条）
- 第5章 協議会の財務（第15条・第16条）
- 第6章 雜則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 この協議会の名称は、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会とする。

（協議会を設ける市）

第3条 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）は、豊中市、吹田市、池田市、箕面市及び摂津市（以下「関係市」という。）が設ける。

（協議会が管理及び執行をする事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 関係市の消防本部（消防局を含む。）の管轄区域に係る災害通報の受信、出場指令、通信統制、情報の収集伝達、関係機関との連絡調整等に関する事務
- (2) 前号に掲げる事務に必要な設備及びシステムの管理、整備等に関する事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内とする。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員4人をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市の消防長（消防局長を含む。以下同じ。）の職にある者のうちから、関係市の長が協議して選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。
- 5 関係市の長は、会長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、協議により会長を解任することができる。

(委員)

第8条 委員は、関係市の消防長の職にある者のうち会長以外の者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市ごとの配分は、関係市の消防長が協議により定める。

- 2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該市の消防職員のうちから選任するものとする。
- 3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該市の消防長に当該職員の解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第12条 会議は、会長が招集する。

2 2人以上の委員が会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第13条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

第4章 協議会の事務に関する条例等

第14条 協議会は、関係市又は関係市の長若しくは消防長の名において事務を管理し、及び執行する場合においては、関係市の長又は消防長が協議により定めた特定の市（以下この条において「特定市」という。）（会計事務の管理及び執行については、吹田市）の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところにより、当該事務を管理し、及び執行するものとする。

2 特定市以外の関係市の消防長は、前項の協議が調ったときは、直ちにその内容を公表しなければならない。

3 特定市の長又は消防長は、協議会の事務（会計事務を除く。次項において同じ。）に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ他の関係市の長又は消防長と協議しなければならない。

4 特定市の長又は消防長は、協議会の事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を他の関係市の長又は消防長及び協議会の会長に通知するものとする。

第5章 協議会の財務

（経費の支弁の方法）

第15条 協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

- 2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、協議会が定める負担金割合によるものとする。
- 3 協議会の会計事務は、吹田市において行うものとする。
- 4 豊中市、池田市、箕面市及び摂津市は、第1項の規定により負担すべき負担金を吹田市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 協議会の事務の用に供する財産は、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

第6章 雜則

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合における協議会の事務の承継は、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第18条 協議会は、会議を経て、協議会の事務の管理及び執行その他協議会に関する必要な規程を定めることができる。

附 則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。

第一百十号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件
箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市条例第 号
箕面市長 上島一彦

箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例

(箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改め、同条第四項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百二十二・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の二百二十」に改める。

(箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の二百二十二・五」を「百分の二百十七・五」に改め、同条に次の二項を加える。

第四条第二項中「百分の二百二十二・五」を「百分の二百十七・五」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する在職期間の算定は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第四条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百二十」に改める。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第五条 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百二十二・五」を「百分の二百十七・五」に改め、同条第三項中「期末手当の」の下に「在職期間の算定及び」を加える。

第六条 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百二十」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

一般職の職員、特別職の職員並びに市議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例を改正するものである。

第一百十一号議案

箕面市地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

箕面市地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 上島一彦

(箕面市地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例)

(箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正)
第一条 箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和四十三年箕面市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(箕面市国民健康保険条例の一部改正)

第二条 箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(箕面市高齢者等介護総合条例の一部改正)

第三条 箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）

の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第六号イ中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加える。

附則第二条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に改め、「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(箕面市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第四条 箕面市後期高齢者医療に関する条例（平成二十年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例附則第三項、第一条の規定による改正後の箕面市国民健康保険条例附則第二十二条、第三条の規定による改正後の箕面市高齢者等介護総合条例附則第二条及び第四条の規定による改正後の箕面市後期高齢者医療に関する条例附則第二条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

市の歳入に係る延滞金の割合の特例について、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第百十二号議案

箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例改正の件

箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市長 上島一彦

箕面市条例第 号

箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

箕面市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十八年箕面市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「施設に入所した」を「病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）に入院、入所又は入居をした」に、「当該施設」を「当該病院等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入院、入所又は入居をした者について適用し、施行日前に入院、入所又は入居をしている者（令和三年十一月一日まで引き続いて同一の病院等に入院、入所又は入居をしている者に限る。）については、同日から適用する。

3 施行日の前において改正前の第二条第二項の規定の適用を受ける者

については、令和三年十月三十一日までのうち引き続いて一の施設に入所をしている間、同項の規定は、なおその効力を有する。

(箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

4 箕面市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成二十九年箕面市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第三号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

（提案理由）

大阪府の重度障がい者医療費助成制度の住所地特例に係る見直しに伴い、
関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第一百十三号議案

簗面市新市立病院整備審議会設置条例改正の件

簗面市新市立病院整備審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

簗面市長 上島一彦

簗面市条例第 号

簗面市新市立病院整備審議会設置条例の一部を改正する条例

簗面市新市立病院整備審議会設置条例（平成三十年簗面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「十人」を「十二人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新市立病院の整備等について幅広く調査審議を行うため、本条例を改正するものである。

第一百四十四号議案

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例及び箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例及び箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例及び箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例及び箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市長 上島一彦

箕面市条例第 号

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例及び箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

(箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成二十二年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「政令」を「令」に改める。

第三条中「政令」を「令」に改める。

第六条を第八条とする。

第五条中「政令」を「令」に改め、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(法第三十四条第十二号の開発行為)

第五条 法第三十四条第十二号の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第八条第一項第二号ロからニまでに

掲げる土地の区域として規則で定める区域以外の区域において、次の各号のいずれかに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。

一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業の施行に伴い、自己の居住の用に供する一戸建の住宅（居住のみの用に供するものに限る。以下同じ。）又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百三十条の三に規定する住宅（以下「一戸建の住宅等」という。）に代わるものとしてこれらが存する本市の区域内（規則で定めるものに限る。）において新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる一戸建の住宅等（従前と同一の用途及び規則で定める規模のものに限る。）

二 次のいずれかに該当する住宅に同居し、又は同居していた者（規則で定める者に限る。）が、区域区分日（法第七条第一項に規定する区域区分を定める都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日をいう。以下同じ。）前から所有している土地その他規則で定める土地（イからニまでに掲げる住宅と同一の集落内にあるものに限る。）において婚姻その他規則で定める事由により別世帯を構成するため新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる自己の居住の用に供する一戸建の住宅

イ 市街化調整区域内にある住宅で区域区分日前から親族が居住しているもの

ロ 市街化調整区域内にある住宅で区域区分日以後に親族が二十年

以上居住しているもの

ハ 市街化区域内にある住宅で区域区分日前から親族が居住しているもの

ニ 市街化調整区域内にある住宅で、イからハまでに掲げる住宅に同居し、又は同居していた者が、別世帯を構成するため建築し、及び居住しているもの

三 建築物の敷地相互間の距離が五十メートル以内で五十以上の建築物（市街化区域内にあるものを含み、そのうち二十六以上が市街化調整区域内にあるものに限る。）が連たんしている区域（以下「連たん区域」という。）において区域区分日前から土地を所有している者その他規則で定める者が、当該土地において婚姻その他規則で定める事由により新たに必要とし、かつ、市街化区域内における建築が困難であると認められる自己の居住の用に供する一戸建の住宅

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の指定を受けて区域区分日前に築造した道に係る建築物の敷地（連たん区域内にあるものに限る。）における規則で定める規模の一戸建の住宅

五 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）による改正前の法第三十四条第十号イに該当するものとして受けた法第二十九条第一項の許可に係る区域（法第三十六条第三項の規定による公告を行つた工事に係る区域のうち予定される建築物が一戸建の住宅であるものに限る。）において、当該予定される建築物の敷地の規模の変更（規則で定めるものに限る。）をして建築する一戸建の住宅

六 建築後十年以上経過している自己の居住の用に供する一戸建の住

宅に規則で定める面積の範囲内で敷地を拡大して増築する一戸建の

住宅

(令第三十六条第一項第三号ハの建築行為等)

第六条 令第三十六条第一項第三号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定める区域以外の区域において行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 前条第一号から第四号までに掲げる建築物に係る建築行為等
- 二 区域区分日において現に宅地（建築物の存するものに限る。）であつて引き続き宅地である土地（規則で定めるものに限る。）における一戸建の住宅等に係る建築行為等（規則で定めるものに限る。）
- 三 既存の建築物の用途の変更を伴う建替えに係る建築行為等であつて、当該建替え後における建築物が一戸建の住宅等であるもの（規則で定めるものに限る。）
- 四 自己の居住の用に供する一戸建の住宅の建替えに係る建築行為等であつて、当該建替え後における建築物の階数が三以下であるもの（規則で定めるものに限る。）
- 五 令第一条第二項各号に掲げる工作物の利用又は維持管理のため必要な附屬建築物（その目的のために必要と認められる規模のものに限る。）に係る建築行為等
- 六 既存の第一種特定工作物の敷地内における当該第一種特定工作物の利用又は維持管理のため必要な附屬建築物（その目的のために必

要と認められる規模のものに限る。) に係る建築行為等

(箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例の一部改

正)

第二条 箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例（平成二十二年箕面市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表中六の項を削り、五の項を八の項とし、四の項を七の項とし、三の項の次に次のように加える。

六 法第四十三条 による建築等 の許可の申請 をしようす る者	五 法第四十二条 第一項の規定 による建築等 の許可の申請 をしようす る者	四 法第四十一条 第二項ただし 書（法第三十 五条の二第四 項において準 用する場合を 含む。）の規 定による許可 の申請をしよ うとする者	五九、〇〇〇円
ト ル未 満の 場 合	ト ル未 満の 場 合	ト ル未 満の 場 合	三二、〇〇〇円
ト ル未 満の 場 合	ト ル未 満の 場 合	ト ル未 満の 場 合	八、五〇〇円

別表に次のように加える。

敷地の面積が一万平方メートル以上の場合	一一一、〇〇〇円
九 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の書面の交付を受けようとする者	法第二十九条第一項若しくは第二項又は第四十三条第一項の許可を受けた必要がないことを証する書面の交付を受けようとする場合

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

大阪府からの権限移譲に伴い、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発許可等に係る事務のうち、市街化調整区域に係るものを作成するに当たり、許可の基準を定めるとともに、当該事務に係る手数料を徴収するため、本条例を改正するものである。

第一百十五号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市長 上島一彦

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「第四十四条第十号」を「第四十四条第十一号」に改める。

第十一条の二第一項中「変圧して、」の下に「電気自動車等〔〕を、「原動機付自転車をいう。」の下に「第十二号において同じ。」をいう。」を加え、「五十キロワット」を「一百キロワット」に改め、同項中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、同項第十二号口後段を削り、同号に次のように加える。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第十二条の二第一項中第十二号を第十六号とし、同号の前に次の三号を加える。

十三 コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を

有するものにあつては、この限りでない。

十四 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

十五 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第十一条の二第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 快速充電設備（全出力五十キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第十七条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第九号中「充てん」を「充填」に改める。

第四十四条第十四号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第十一条の二第一項に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第一百十六号議案

箕面市公営企業の設置等に関する条例及び箕面市公営企業職員定数条例

員定数条例改正の件

箕面市公営企業の設置等に関する条例及び箕面市公営企業職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市長 上島一彦
箕面市条例第 号

箕面市公営企業の設置等に関する条例及び箕面市公営企業職

員定数条例の一部を改正する条例

(箕面市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例

第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市上下水道企業の設置等に関する条例

第一条中「、箕面市公共下水道事業及び箕面市競艇事業」を「及び箕面市公共下水道事業」に、「公営企業」を「上下水道企業」に改める。

第二条の見出し中「公営企業」を「上下水道企業」に改め、同条第三項を削る。

第三条中「第二条第三項」の下に「及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第一項」を加え、「下水道事業及び競艇事業は、」を「下水道事業に」に改める。

第四条中「公営企業」を「上下水道企業」に改める。

第五条第一項中「公営企業」を「上下水道企業」に、「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者」に改め、同条第二項中「公営企業組織」を「上

下水道局」に改める。

第六条から第八条までの規定並びに第九条第一項及び第二項第三号中「公営企業」を「上下水道企業」に改める。

(箕面市公営企業職員定数条例の一部改正)

第二条 箕面市公営企業職員定数条例（昭和四十一年箕面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市上下水道企業職員定数条例

第一条の見出し中「職員の」を削り、同条中「で職員とは、公営企業管理者の公営企業組織（箕面市公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十五号）第五条第二項に規定する公営企業職員の給与いう。）に」を「において「職員」とは、箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）の適用を受け、かつ、」に改め、「第二十二条の三第四項」の下に「の規定」を加える。

第二条中「八十三人」を「五十六人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(提案理由)

公営企業における管理者の配置の見直しに伴い、水道事業及び公共下水道事業に上下水道企業管理者を設置するとともに、上下水道企業職員の定数を定めるため、本条例を改正するものである。

第一百十七号議案

箕面市競艇事業の設置等に関する条例制定の件

箕面市競艇事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市長 上島一彦

箕面市条例第 号

箕面市競艇事業の設置等に関する条例

(競艇事業の設置)

第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第一条及び第二条の規定によるモーターボート競走の開催並びにこれに附帯する業務を行うため、箕面市競艇事業（以下「競艇事業」という。）を設置する。

(法の全部適用)

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第一条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、競艇事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第三条 競艇事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

(組織)

第四条 法第十四条の規定により、競艇事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、競艇事業局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない競

艇事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が二千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により競艇事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）

第七条 競艇事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が二千万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が二百万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第八条 管理者は、競艇事業に関し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事

業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

- 三 前二号に掲げるもののほか競艇事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出しができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(提案理由)

公営企業における管理者の配置の見直しに伴い、競艇事業に競艇事業管理者を設置し、必要な規定を定めるため、本条例を制定するものである。

第一百十八号議案

箕面市競艇企業職員定数条例制定の件

箕面市競艇企業職員定数条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市長 上島一彦

箕面市条例第 号

箕面市競艇企業職員定数条例

(定義)

第一条 この条例において「職員」とは、箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）の適用を受け、かつ、常時勤務を要する職を占める職員で一般職に属する者（休職者、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十一号）第三条第一号に規定する派遣職員及びこれらに準ずる者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の三第四項の規定に基づき臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、二十七人とする。

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(提案理由)

公営企業における管理者の配置の見直しに伴い、競艇企業職員の定数を定めるため、本条例を制定するものである。

第一百十九号議案

箕面市公営企業における管理者の配置の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和二年十一月三十日提出

箕面市長 上島一彦

箕面市条例第 号

箕面市公営企業における管理者の配置の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(箕面市報酬及び費用弁償条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者、競艇事業管理者」に改める。

一 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）第八条

二 箕面市情報システムの管理運営に関する条例（平成十六年箕面市条例第七号）第二条第五号

三 箕面市情報公開条例（平成十七年箕面市条例第二号）第二条第一号
(箕面市営モーターボート競走条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「公営企業管理者」を「競艇事業管理者」に改める。

一 箕面市営モーターボート競走条例（昭和三十一年箕面市条例第二十二条）第三条

二 箕面市営競艇災害等対応基金条例（平成二十三年箕面市条例第六号）

第五条

三 箕面市営競艇業務設備基金条例（平成二十二年箕面市条例第七号）

第五条

四 箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十五年箕面市条例第十四号）第二条

（箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号を次のように改める。

四 上下水道企業管理者

第一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 競艇事業管理者

別表中	
公営企業管理者	七一四、〇〇〇円

」

上下水道企業管理者	七一四、〇〇〇円
競艇事業管理者	七一四、〇〇〇円

に改める。

（箕面市防災会議条例の一部改正）

第四条 箕面市防災会議条例（昭和三十八年箕面市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第七号中「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 市の競艇事業管理者

第三条第六項中「第十号から第十四号まで」を「第十一号から第十五

号まで」に改め、同条第七項中「第五項第十一号から第十四号まで」を「第五項第十二号から第十五号まで」に改める。

(箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市公営企業の設置等に関する条例」を「箕面市上下水道企業の設置等に関する条例」に改める。

第四条中「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者」に改める。

(箕面市下水道条例等の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者」に改める。

一 箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）第四条第二号
二 箕面市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和四十四年箕面市条例第五号）第五条

三 箕面市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和四十七年箕面市条例第十四号）第一条

四 箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）第二条

第一号

五 箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十七号）第三条第九号

(箕面市職員旅費条例の一部改正)

第七条 箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者 競艇事業管理者」に改める。

(箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第八条 箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者、競艇事業管理者」に改める。

第三条第一項第四号中「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 競艇事業管理者 百分の十三

(箕面市暴力団排除条例の一部改正)

第九条 箕面市暴力団排除条例（平成二十六年箕面市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「公営企業管理者又は」を「上下水道企業管理者、競艇事業管理者又は」に、「公営企業管理者」を「上下水道企業管理者」、「競艇事業管理者」に改める。

(箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例の一部改正)

第十一条 箕面市水道事業及び公共下水道事業の経営に関する条例（平成二十五年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市公営企業の設置等に関する条例」を「箕面市上下水道企業の設置等に関する条例」に改める。

(箕面市競艇事業の経営に関する条例の一部改正)

第十一条 箕面市競艇事業の経営に関する条例（平成二十六年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面

市条例第三十五号)」を「箕面市競艇事業の設置等に関する条例(令和二年箕面市条例第 号)」に改める。

(箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
第十二条 箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十六年箕面市条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十五号)第二条第三項」を「箕面市競艇事業の設置等に関する条例(令和二年箕面市条例第 号)第一条」に改める。

第四条中「公営企業管理者」を「競艇事業管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(提案理由)

公営企業における管理者の配置の見直しに伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第120号議案

令和2年度箕面市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度箕面市の一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416,429千円を追加し、歳入歳出それぞれ83,252,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国 庫 支 出 金		28,933,524	963,677	29,897,201
	1 国 庫 負 担 金	7,729,369	12,380	7,741,749
	2 国 庫 补 助 金	14,761,271	4,802	14,766,073
	4 国 庫 交 付 金	6,390,997	946,495	7,337,492
16 府 支 出 金		4,855,703	57,069	4,912,772
	1 府 負 担 金	3,100,678	6,190	3,106,868
	2 府 补 助 金	1,085,565	2,879	1,088,444
	4 府 交 付 金	592,920	48,000	640,920
18 寄 附 金		22,750	540	23,290
	1 寄 附 金	22,750	540	23,290
19 繰 入 金		4,189,913	△516,772	3,673,141
	1 基 金 繰 入 金	4,095,356	△516,772	3,578,584
20 繰 越 金		307,124	137,315	444,439
	1 繰 越 金	307,124	137,315	444,439
21 諸 収 入		2,430,658	500,000	2,930,658
	4 収 益 事 業 収 入	1,000,000	500,000	1,500,000
22 市 債		10,961,400	274,600	11,236,000
	1 市 債	10,961,400	274,600	11,236,000
歳 入 合 計		81,836,056	1,416,429	83,252,485

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		20,251,247	290,154	20,541,401
	1 総 務 管 理 費	18,987,836	289,855	19,277,691
	4 選 挙 費	151,103	189	151,292
	6 監 査 委 員 費	23,921	110	24,031
3 民 生 費		24,001,929	86,623	24,088,552
	1 社 会 福 祉 費	5,654,846	34,464	5,689,310
	2 児 童 福 祉 費	11,383,919	33,024	11,416,943
	3 生 活 保 護 費	2,420,615	32	2,420,647
	4 国 民 健 康 保 険 費	1,175,709	2,321	1,178,030
	5 介 護 保 険 費	1,772,150	16,782	1,788,932
4 衛 生 費		6,034,140	3,292	6,037,432
	1 保 健 衛 生 費	1,277,512	4,591	1,282,103
	2 消 捕 費	4,339,274	△1,839	4,337,435
	3 市 民 医 療 総 合 施 設 施 費	317,616	540	318,156
5 労 働 費		64,480	210	64,690
	1 労 働 諸 費	64,480	210	64,690
6 農 林 水 産 業 費		167,327	2,250	169,577
	1 農 業 費	157,470	2,250	159,720
7 商 工 費		1,449,452	38,150	1,487,602
	1 商 工 費	1,424,966	38,150	1,463,116
8 土 木 費		17,228,541	361,344	17,589,885
	1 土 木 管 理 費	910,261	△1,652	908,609
	4 都 市 計 画 費	14,714,205	362,996	15,077,201
	9 消 防 費	1,662,426	589	1,663,015
10 教 育 費		1,662,426	589	1,663,015
		7,216,853	52,118	7,268,971
	1 教 育 総 務 費	2,429,149	16,331	2,445,480
	2 小 学 校 費	1,145,719	126	1,145,845
	3 中 学 校 費	627,021	11,700	638,721
13 諸 支 出 金	4 幼 稚 園 費	224,402	22	224,424
	5 社 会 教 育 費	1,150,041	23,939	1,173,980
		399,971	581,699	981,670
	1 諸 費	76,293	81,699	157,992

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 基 金 費	287,937	500,000	787,937
歳 出 合 計		81,836,056	1,416,429	83,252,485

第 2 表 繼続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	箕面萱野駅前地区 まちづくり拠点施設整備事業 (継続費)	23,316	千円	平成 26 年度	12,690	千円	平成 26 年度
					平成 27 年度	10,626		平成 27 年度
					平成 28 年度			平成 28 年度
					平成 29 年度			平成 29 年度
					平成 30 年度			平成 30 年度
					令和元年度			令和元年度
					令和 2 年度			令和 2 年度
								65,939
								令和 3 年度

第3表 線越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費		千円	土砂災害対策推進事業	111,415 千円

第 4 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
聖苑等管理運営事業			令和2年度から令和12年度	82,500 千円
箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業	令和2年度から令和20年度	1,628,579 千円		
指令業務共同運用事業			令和2年度から令和4年度	4,076 千円
文化・交流センター管理運営事業			令和2年度から令和3年度	34,834 千円

第 5 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
土砂災害対策事業	補正前	千円 38,100	普通貸借又は証券発行	% 以内 4 (注)	政 府 その他の	年以内 25	年以内 5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
	補正後	149,500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業	補正前	27,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	190,400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

(注) ただし、利率見直し方式による借り入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和 2 年度

(2020 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 14 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 稅	23,701,000	0	23,701,000
2 地 方 課 与 稅	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	37,000	0	37,000
4 配 当 割 交 付 金	150,000	0	150,000
5 株式等譲渡所得割交付金	110,000	0	110,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	0	80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,753,000	0	2,753,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000	0	80,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
10 地 方 特 例 交 付 金	176,161	0	176,161
11 地 方 交 付 税	900,000	0	900,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	0	20,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,068,217	0	1,068,217
14 使 用 料 及 び 手 数 料	633,800	0	633,800
15 国 邦 支 出 金	28,933,524	963,677	29,897,201
16 府 支 出 金	4,855,703	57,069	4,912,772
17 財 産 収 入	166,806	0	166,806
18 寄 附 金	22,750	540	23,290
19 繰 入 金	4,189,913	△516,772	3,673,141
20 繰 越 金	307,124	137,315	444,439
21 諸 収 入	2,430,658	500,000	2,930,658
22 市 債	10,961,400	274,600	11,236,000
歳 入 合 計	81,836,056	1,416,429	83,252,485

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 421,459	千円 0	千円 421,459
2 総務費	20,251,247	290,154	20,541,401
3 民生費	24,001,929	86,623	24,088,552
4 衛生費	6,034,140	3,292	6,037,432
5 労働費	64,480	210	64,690
6 農林水産業費	167,327	2,250	169,577
7 商工費	1,449,452	38,150	1,487,602
8 土木費	17,228,541	361,344	17,589,885
9 消防費	1,662,426	589	1,663,015
10 教育費	7,216,853	52,118	7,268,971
11 災害復旧費	89,500	0	89,500
12 公債費	2,797,468	0	2,797,468
13 諸支出金	399,971	581,699	981,670
14 予備費	51,263	0	51,263
歳出合計	81,836,056	1,416,429	83,252,485

補正額の財源内訳			
特定期定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
181,899	111,400	0	△3,145
62,412	0	0	24,211
0	0	540	2,752
0	0	0	210
2,250	0	0	0
0	0	0	38,150
181,474	163,200	0	16,670
0	0	0	589
37,370	0	0	14,748
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	500,000	81,699
0	0	0	0
465,405	274,600	500,540	175,884

2 収入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項			
15	国 庫 支 出 金	千円 28,933,524	千円 963,677	千円 29,897,201
	1 国 庫 負 担 金	7,729,369	12,380	7,741,749
	1 民 生 費 国 庫 負 担 金	7,633,412	12,380	7,645,792
	2 国 庫 补 助 金	14,761,271	4,802	14,766,073
	2 民 生 費 国 庫 补 助 金	456,646	4,802	463,448
	4 国 庫 交 付 金	6,390,997	946,195	7,337,492
	1 民 生 費 国 庫 交 付 金	269,134	380	269,514
	3 土 木 費 国 庫 交 付 金	4,304,011	181,474	4,485,485
	5 総 務 費 国 庫 交 付 金	671,769	764,641	1,436,410
16	府 支 出 金	4,855,703	57,069	4,912,772
	1 府 負 担 金	3,100,678	6,190	3,106,868
	1 民 生 費 府 負 担 金	3,100,678	6,190	3,106,868
	2 府 补 助 金	1,085,565	2,879	1,088,444
	2 民 生 費 府 补 助 金	412,975	629	413,604
	4 農 林 水 產 費 府 补 助 金	15,805	2,250	18,055
	4 府 交 付 金	592,920	48,000	640,920
	2 民 生 費 府 交 付 金	316,220	34,500	350,720
	7 教 育 費 府 交 付 金	20,694	13,500	34,194
18	寄 附 金	22,750	540	23,290
	1 寄 附 金	22,750	540	23,290
	1 ふ る さ と 寄 附 金	22,750	540	23,290

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	12,380	7 障害者自立支援給付費等負担金 12,380 補正後 1,389,447,000円—補正前 1,377,067,000円
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	4,343	1 障害者総合支援事業費補助金 743 $1,486 \times 1/2 = 743$ 2 疾病予防対策事業費等補助金 3,600 $7,200 \times 1/2 = 3,600$
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	459	4 虐待防止情報共有システム構築事業費補助金 459 $920 \times 1/2 = 459$
1 社 会 福 祉 費 交 付 金	380	2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 380
3 都 市 計 画 費 交 付 金	181,474	3 社会資本整備総合交付金 181,474 補正後 4,144,131,000円—補正前 3,962,657,000円
1 総 務 管 理 費 交 付 金	764,641	1 地方創生臨時交付金 764,641 補正後 1,436,410,000円—補正前 671,769,000円
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	6,190	7 障害者自立支援給付費等負担金 6,190 補正後 694,723,000円—補正前 688,533,000円
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	629	5 介護施設等整備事業費補助金 629 $629 \times 10 / 10 = 629$
1 農 業 費 补 助 金	2,250	2 農業次世代人材投資事業費補助金 2,250 $2,250 \times 10 / 10 = 2,250$
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	34,500	1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（R2国補正2号） 34,500 補正後 59,000,000円—補正前 24,500,000円
1 教 育 総 務 費 交 付 金	13,500	3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（R2国補正2号） 13,500 補正後 20,500,000円—補正前 7,000,000円
1 ふ る さ と 寄 附 金	540	1 ふるさと寄附金 540 補正後 23,290,000円—補正前 22,750,000円

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項			
19	繰 入 金	千円 4,189,913	千円 △516,772	千円 3,673,141
1	基 金 繰 入 金	4,095,356	△516,772	3,578,584
10	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,849,491	△516,772	1,332,719
20	繰 越 金	307,124	137,315	444,439
1	繰 越 金	307,124	137,315	444,439
1	前 年 度 繰 越 金	307,124	137,315	444,439
21	諸 収 入	2,430,658	500,000	2,930,658
4	収 益 事 業 収 入	1,000,000	500,000	1,500,000
1	競 勝 事 業 収 入	1,000,000	500,000	1,500,000
22	市 債	10,961,400	274,600	11,236,000
1	市 債	10,961,400	274,600	11,236,000
2	総 務 債	414,300	111,400	525,700
5	土 木 債	7,750,600	163,200	7,913,800

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 財政調整基金 繰 入 金	△516,772	1 財政調整基金繰入金 △516,772 補正後 1,332,719,000円－補正前 1,849,491,000円
1 前年度繰越金	137,315	1 前年度繰越金 137,315 補正後 444,439,000円－補正前 307,124,000円
1 競艇事業収入	500,000	1 競艇事業会計繰入金 500,000 補正後 1,500,000,000円－補正前 1,000,000,000円
1 総務管理 事 業 債	111,400	2 土砂災害対策事業債 111,400 補正後 149,500,000円－補正前 38,100,000円
2 都市計画 事 業 債	163,200	5 箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業債 163,200 補正後 190,400,000円－補正前 27,200,000円

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 截 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目			
2	総務費	20,251,247	290,154	20,541,401	国庫支出金 市債 一般財源
1	総務管理費	18,987,836	289,855	19,277,691	国庫支出金 市債 一般財源
1	一般管理費	2,906,604	△8,195	2,898,409	一般財源
12	安全都市推進費	45,261	161,899	207,163	国庫支出金
14	自治振興費	33,406	4,736	38,202	一般財源
15	防災対策費	469,853	131,415	601,268	国庫支出金 市債 一般財源
4	選舉費	151,103	189	151,292	一般財源
	1 選舉管理委員会費	51,907	189	52,096	一般財源
6	監査委員費	23,921	110	24,031	一般財源
	1 監査委員費	23,921	110	24,031	一般財源

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△6,193	2 人件費(一般管理費)【人事室】
		2 給 料
		2 一般職給
		一般職給
3 職員手当等	△1,951	3 職員手当等
		3 管理職手当
		4 地域手当
		11 期末勤勉手当
4 共 濟 費	△51	4 共 濟 費
		3 職員共済組合負担金
		7 社会保険料
		11 協会けんぽ負担金
18 負 担 金 补 助 及び交付金	161,899	18 負担金補助及び交付金
		2 补 助 金
		地域公共交通活性化協議会
18 負 担 金 补 助 及び交付金	4,736	51 地域集会施設整備補助事業【市民サービス政策室】
		18 負担金補助及び交付金
		2 补 助 金
		地域集会施設整備費補助金
10 需 用 費	20,000	53 新型コロナウイルス市緊急支援事業(避難所環境整備)
		【市民安全政策室】
14 工事請負費	111,415	10 需 用 費
		1 消耗品費
		61 土砂災害対策推進事業【水防・土砂災害対策推進室】
		14 工事請負費
		1 工事請負費
		急傾斜地崩壊対策工事
3 職員手当等	189	1 人件費(選挙管理委員会費)【人事室】
		3 職員手当等
		5 選挙手当
3 職員手当等	84	1 人件費(監査委員費)【人事室】
		3 職員手当等

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目	千円	千円	千円	千円
2	6	1 [監査委員費]				
3	民	生	費	24,001,929	86,623	24,088,552
	1	社	会	福	祉	費
	1	社会福祉総務費	5,654,846	34,464	5,689,310	
	7	老	人	福	祉	費
	9	障	害	福	祉	費

節		説 明
区 分	金 額	千円
4 共 濟 費	26	5 通勤手当 4 共 濟 費 3 職員共済組合負担金
2 紙 料	△1,100	1 人件費(社会福祉総務費)【人事室】 2 紙 料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 4 共 濟 費
12 委 托 料	1,941	2 扶養手当 4 地域手当 11 期末勤勉手当 14 出戻手当 4 共 濟 費 3 職員共済組合負担金
11 役 務 費	102	55 広域連携福祉事業(権限移譲共同処理分)(臨時) 【広域福祉課】 12 委 托 料 1 委 托 料 システム改修委託
12 委 托 料	7,098	52 高齢者施設新規入所者PCR検査実施事業【高齢福祉室】 11 役 務 費 1 通信運搬費
18 負 担 金 补 助 及 び 交 付 金	1,009	12 委 托 料 1 委 托 料 PCR検査業務委託
10 需 用 費	48	55 地域密着型サービス拠点整備費補助事業【広域福祉課】 18 負担金補助及び交付金 2 援 助 金 地域密着型サービス拠点整備費補助金
11 役 務 費	33	4 障害者地域生活支援事業【障害福祉室】 10 需 用 費 1 消耗品費
17 備 品 購 入 費	200	11 役 務 費 1 通信運搬費
18 負 担 金 补 助 及 び 交 付 金	1,400	17 備品購入費 1 序用器具費 巡回手話通訳用

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目			
3	1	9【障害福祉費】			
		千円	千円	千円	千円
2	児童福祉費	11,383,919	33,024	11,416,943	国庫支出金 459 府支出金 34,500 一般財源 △1,935
1	児童福祉総務費	4,772,810	35,420	4,808,230	国庫支出金 459 府支出金 34,500 一般財源 461
3	保育所費	880,439	△2,396	878,043	一般財源 △2,396
3	生活保護費	2,420,615	32	2,420,647	一般財源 32
	1 生活保護総務費	169,225	32	169,257	一般財源 32

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	24,760	19 障害者グループホーム事業(扶助費)【障害福祉室】 24,760
		19 扶助費 24,760
		1 扶助費 24,760
		障害者グループホーム費 24,760
		51 障害者共同生活支援事業(臨時)【障害福祉室】 1,400
		18 負担金補助及び交付金 1,400
		2 捧助金 1,400
		障害者グループホーム補助金 1,400
10 常用費	4,000	64 新型コロナウイルス緊急対策事業(幼児教育保育)(R2国補正2号) 34,500
)【幼児教育保育室】
12 委託料	876	10 需用費 4,000
		1 消耗品費 4,000
13 使用料及び賃借料	44	18 負担金補助及び交付金 30,500
		2 捧助金 30,500
18 負担金補助及び交付金	30,500	新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金 30,500
		67 要保護児童対策事業(臨時)【児童相談支援センター】 920
2 紙料	△1,117	12 委託料 876
3 職員手当等	△779	1 委託料 876
4 共済費	△500	システム改修等委託 876
		13 使用料及び賃借料 44
		1 使用料 44
1 人件費(保育所費)【人事室】		1 人件費(保育所費)【人事室】 △2,396
2 紙料		2 紙料 △1,117
2 一般職給		2 一般職給 △1,117
一般職給		一般職給 △1,117
3 職員手当等		3 職員手当等 △779
2 扶養手当		2 扶養手当 84
4 地域手当		4 地域手当 △148
5 通勤手当		5 通勤手当 77
10 住居手当		10 住居手当 182
11 期末勤勉手当		11 期末勤勉手当 △974
4 共済費		4 共済費 △500
3 職員共済組合負担金		3 職員共済組合負担金 △500
3 職員手当等	32	1 人件費(生活保護総務費)【人事室】 32
		3 職員手当等 32
		2 扶養手当 32

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(次) 3 民生費

(項) 4 國民健康保險費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				
3	4	國民健康保険費	千円 1,175,709	千円 2,321	千円 1,178,030	千円 一般財源 2,321
	1	国民健康保険費	1,175,709	2,321	1,178,030	一般財源 2,321
	5	介護保険費	1,772,150	16,782	1,788,932	一般財源 16,782
	1	介護保険費	1,772,150	16,782	1,788,932	一般財源 16,782
4	衛 生 費	6,034,140	3,292	6,037,432	寄附金 一般財源 540 2,752	
1	保健衛生費	1,277,512	4,591	1,282,103	一般財源 4,591	
	1	保健衛生総務費	238,809	4,591	243,400	一般財源 4,591
2	清掃費	4,339,274	△1,839	4,337,435	一般財源 △1,839	
1	清掃総務費	606,450	5,601	612,051	一般財源 5,601	
4	清掃工場費	3,370,153	△7,440	3,362,713	一般財源 △7,440	
3	市民医療総合施設対策費	317,616	540	318,156	寄附金 540	
2	病院事業費	37,616	540	38,156	寄附金 540	

節		企額 千円	説明	
区分				
27 繰 出 金	2,321		1 特別会計国民健康保険事業費繰出金(経常)【国民健康保険室】 27 繰 出 金 3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	2,321 2,321 2,321 2,321
27 繰 出 金	16,782		51 特別会計介護保険事業費繰出金(臨時)【介護・医療・年金室】 27 繰 出 金 5 特別会計介護保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	16,782 16,782 16,782 16,782
2 納 料	4,064		1 人件費(保健衛生総務費)【人事室】 2 納 料	4,064 4,064
3 職員手当等	527		2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 4 地域手当 5 通勤手当	4,064 4,064 527 488 30
2 納 料	2,273		1 人件費(消掃総務費)【人事室】 2 納 料	5,601 2,273
3 職員手当等	1,304		2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 4 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金	2,273 2,273 1,304 314 630 326 34 2,024 2,024
4 共 済 費	2,024		1 環境クリーンセンター管理事業【環境クリーンセンター】 12 委託料 1 委託料 固化灰等処理委託	△7,440 △7,440 △7,440 △7,440
12 委託料	△7,440		50 病院事業会計繰出事業(臨時)【市立病院】 18 負担金補助及び交付金 2 补助金 医療機器整備助成金	540 540 540 540
18 負担金補助 及び交付金	540			

(次) 4 衛生費

(四) 3. 市民醫療設施設計政策

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目			
5	労 働 費	千円 64,480	千円 210	千円 64,690	一般財源 210
	1 労 働 諸 費	64,480	210	64,690	一般財源 210
	1 労 働 対 策 費	26,552	210	26,762	一般財源 210
6	農 林 水 産 業 費	167,327	2,250	169,577	府支出金 2,250
	1 農 業 費	157,470	2,250	159,720	府支出金 2,250
	3 農 業 振 興 費	34,811	2,250	37,061	府支出金 2,250
7	商 工 費	1,449,452	38,150	1,487,602	一般財源 38,150
	1 商 工 費	1,424,966	38,150	1,463,116	一般財源 38,150
	2 商 工 業 振 興 費	1,329,619	38,150	1,367,769	一般財源 38,150
8	土 木 費	17,228,541	361,344	17,589,885	国庫支出金 181,474 市債 163,200 一般財源 16,670
	1 土 木 管 理 費	910,261	△1,652	908,609	一般財源 △1,652
	1 土 木 総 務 費	895,876	△1,652	894,224	一般財源 △1,652
	4 都 市 計 画 費	14,714,205	362,996	15,077,201	国庫支出金 181,474 市債 163,200 一般財源 18,322

節		説 明
区 分	金 額	千円
3 職 員 手 当 等	101	1 人件費(労働対策費)【人事室】 3 職員手当等 101
4 共 济 費	109	10 住居手当 4 共 济 費 109 3 職員共済組合負担金 109
18 負 担 金 补 助 及 び 交 付 金	2,250	55 農業次世代人材投資事業【みどりまちづくり部農業振興課】 18 負担金補助及び交付金 2,250 3 交 付 金 農業次世代人材投資事業交付金 2,250
18 負 担 金 补 助 及 び 交 付 金	38,150	62 新型コロナウイルス市緊急支援事業(プレミアム付商品券) 【箕面営業室】 18 負担金補助及び交付金 38,150 2 补 助 金 プレミアム付商品券災害事業費補助金 38,150
2 給 料	△1,092	1 人件費(土木総務費)【人事室】 2 給 料 △1,092
3 職 員 手 当 等	△260	2 一般職給 一般職給 △1,092
4 共 济 費	△300	3 職員手当等 2 扶養手当 4 地域手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 济 費 3 職員共済組合負担金 △300 △300

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				
8	4	5 地域整備推進費	千円 12,795,525	千円 362,996	千円 13,158,521	千円 国庫支出金 181,474 市債 163,200 一般財源 18,322
9		消 防 費	1,662,426	589	1,663,015	一般財源 589
		1 消 防 費	1,662,426	589	1,663,015	一般財源 589
		1 常 備 消 防 費	1,520,911	589	1,521,500	一般財源 589
10		教 育 費	7,216,853	52,118	7,268,971	千円 国庫支出金 23,870 府支出金 13,500 一般財源 14,748
		1 教 育 総 務 費	2,429,149	16,331	2,445,480	千円 府支出金 13,500 一般財源 2,831
		2 事 務 局 費	927,844	2,831	930,675	一般財源 2,831
		6 放 課 後 等 児 童 対 策 費	76,392	13,500	89,892	千円 府支出金 13,500

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	千円 65,939	54 箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設用地取得事業 【北急まちづくり推進室】 357,600
16 公 有 財 産 購 人 費	357,600	16 公有財産購入費 357,600
18 負 担 金 补 助 及 び 交 付 金	△60,543	1 土地購入費 357,600 交通広場用地 357,600
		55 箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費） 【北急まちづくり推進室】 65,939
		12 委 託 料 65,939
		1 委 託 料 65,939 実施設計委託 65,939
		61 箕面萱野駅前地区PFI整備事業【北急まちづくり推進室】 △60,543
		18 負担金補助及び交付金 △60,543
		1 負 担 金 △60,543 設計費負担金 △60,543
		3 職 員 手 当 等
	589	1 人件費（常備消防費）【人事室】 589 3 職員手当等 589 2 扶養手当 439 10 住居手当 150
		3 職 員 手 当 等
	1,430	1 人件費（事務局費）【人事室】 2,831 3 職員手当等 1,430 2 扶養手当 615 3 管理職手当 135 14 児童手当 680
		4 共 济 費
	1,401	4 共 济 費 1,401 7 社会保険料 882 11 協会けんぽ負担金 519
		10 需 用 費
	7,000	53 新型コロナウイルス緊急対策事業（放課後子ども支援）（R2国補正 2号）【放課後子ども支援室】 13,500
		17 備 品 購 入 費
	6,500	10 需 用 費 7,000 6 修 繕 料 7,000 学童保育室修繕他 7,000 17 備品購入費 6,500 1 床用器具費 6,500 管理用 6,500

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目				
10	2	小 学 校 費	千円 1,145,719	千円 126	千円 1,145,845	一般財源 126
		1 学 校 管 理 費	1,027,727	126	1,027,853	一般財源 126
3		中 学 校 費	627,021	11,700	638,721	一般財源 11,700
		1 学 校 管 理 費	522,701	11,700	534,401	一般財源 11,700
4		幼 稚 園 費	224,402	22	224,424	一般財源 22
		1 幼 稚 園 費	224,402	22	224,424	一般財源 22
5		社 会 教 育 費	1,150,041	23,939	1,173,980	国庫支出金 23,870 一般財源 69
		1 社会教育総務費	641,178	69	641,247	一般財源 69
13		諸 支 出 金	399,971	581,699	981,670	諸収入 500,000 一般財源 81,699
		1 諸 費	76,293	81,699	157,992	一般財源 81,699
		2 諸 費	75,543	81,699	157,242	一般財源 81,699

節		説 明	
区 分	金 額	千円	手 円
3 職 員 手 当 等	126	1 人件費（小学校・学校管理費）【人事室】 3 職員手当等 10 住居手当	126 126 126
12 委 託 料	1,166	56 教育ICT環境管理事業（中学校）（臨時）【教育センター】 12 委託料	11,700 1,166
13 使用料及び 賃 借 料	10,534	1 委託料 デジタル教科書設定委託 13 使用料及び賃借料 1 使用料	1,166 10,534 10,534
4 共 济 費	22	1 人件費（幼稚園費）【人事室】 4 共济費 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	22 22 13 9
3 職 員 手 当 等	69	1 人件費（社会教育総務費）【人事室】 3 職員手当等 2 扶養手当	69 69 69
12 委 託 料	5,720	55 新型コロナウイルス市緊急支援事業（電子図書館整備） 【中央図書館】 12 委託料	23,870 5,720
13 使用料及び 賃 借 料	18,150	1 委託料 システム導入委託 13 使用料及び賃借料 1 使用料	5,720 18,150 18,150
21 补 償 换 填 及 び 賠 償 金	15,000	51 新型コロナウイルス市緊急支援事業（指定管理施設減収補填） 【総務課】 21 补償換填及び賠償金	15,000 15,000
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	66,699	1 补 償 金 指定管理施設減収補填 22 償還金利子及び割引料 1 償還金 令和元年度母子家庭等対策総合支援事業費 国庫補助金返還金他	15,000 15,000 1,005 1,005 1,005
		(款) 13 諸費出金 (項) 1 諸費	

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
類	項	目			
13	1	2【諸 費】			
		千円	千円	千円	千円
2 基 金 費		287,937	500,000	787,937	諸収入 500,000
13 北 大 阪 急 行 南 北 線 延 伸 整 備 基 金 費		72,211	500,000	572,211	諸収入 500,000

節		説 明	
区 分	金 額	千円	千円
	57 国庫負担金返還事業【総合保健福祉センター分室】	16,887	
	22 償還金利子及び割引料	16,887	
	1 償 還 金	16,887	
	令和元年度障害児入所給付費等国庫負担金 返還企	16,887	
	58 国庫交付金等返還事業【教育政策室】	48,807	
	22 償還金利子及び割引料	48,807	
	1 償 還 金	48,807	
	令和元年度子ども・子育て支援国庫交付企 返還企他	48,807	
24 積 立 企	500,000	500,000	500,000
	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】	500,000	
	24 積 立 金	500,000	
	14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	500,000	

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(926) 1,020	903,208	4,019,878	3,717,768
補正前	(928) 1,019	903,208	4,023,043	3,718,149
比較	(△2) 1		△ 3,165	△ 381

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	100,944	339,862
	補正前	98,854	338,901
	比較	2,090	961

職員手当 の内訳	区分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
	補正後	62,388	1,769,746
	補正前	61,829	1,773,800
	比較	559	△ 4,054

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

明細書

費	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
8,640,854	1,603,092	10,243,946	
8,644,400	1,600,661	10,245,061	
△ 3,546	2,431	△ 1,115	

地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)
535,521	87,609	2,836	289,062
535,881	87,186	2,836	289,062
△ 360	423		

退職手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
525,762	4,038
525,762	4,038

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給料	△ 3,165	1 その他の増減分	△ 3,165
職員手当	△ 381	1 その他の増減分	△ 381

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説明	備考		
新陳代謝に係る増加分 所属会計変更等に係る増加分 育児休業等に係る減分	職員数の異動状況 〔現に在職する〕 (その他) (計) 職員数 補正後 1,020(166)人 ()人 1,020(166)人 補正前 1,019(168)人 ()人 1,019(168)人 比較 1(△2)人 ()人 1(△2)人		
	扶養手当	2,090	千円
	管理職手当	961	千円
	地域手当	△ 360	千円
	通勤手当	423	千円
	住居手当	559	千円
	期末勤勉手当	△ 4,054	千円

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年割額	左 の 財	
						特 定 財	
						国庫支出金	地 方 債
8 土木費	4 都市計画費	箕面萱野区駅前整備事業(総額)	平成26年度 (2014年度)	補正前	千円 12,690	千円 6,200	千円
				補 正			
				補正後	12,690	6,200	
			平成27年度 (2015年度)	補正前	10,626		
				補 正			
				補正後	10,626		
			平成28年度 (2016年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			平成29年度 (2017年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			平成30年度 (2018年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			令和元年度 (2019年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			令和2年度 (2020年度)	補正前			
				補 正	65,939	32,969	29,600
				補正後	65,939	32,969	29,600
			令和3年度 (2021年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			計	補正前	23,316	6,200	
				補 正	65,939	32,969	29,600
				補正後	89,255	39,169	29,600

前年度末までの支出額 の進行状況等に関する調査

繰 越 明 許 費 説 明 書

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 15 防災対策費

(事業名) 土砂災害対策推進事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由	
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの			
			補 正 前	補 正 後		
12 委 託 料	委 託 料	千円 38,117	千円	千円	土砂災害対策推進事業に おいて、事業の完了が翌年 度になることに伴い、必要 経費を翌年度において使用 するため。	
14 工事請負費	工 事 請 負 費	111,415		111,415		
計		149,532		111,415		

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

ものについての前年度末までの支出額
に関する調査

事項	補正区分	限度額	前年度末までの支 出 額	
			期間	金額
聖苑等管理運営事業	補正前	千円		千円
	補 正	82,500		
	補正後	82,500		
箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業	補正前	1,628,579		
	補 正	△ 1,628,579		
	補正後			
指令業務共同運用事業	補正前			
	補 正	4,076		
	補正後	4,076		

当該年度以降 の支出予定額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源		一般財源	
期間	金額	国府支出金	地方債	その他
令和2年度 (2020年度) か ら 令和12年度 (2030年度)	82,500			82,500
令和2年度 (2020年度) か ら 令和12年度 (2030年度)	82,500			82,500
令和2年度 (2020年度) か ら 令和20年度 (2038年度)	1,628,579	793,675	745,181	89,723
令和2年度 (2020年度) か ら 令和20年度 (2038年度)	△ 1,628,579	△ 793,675	△ 745,181	△ 89,723
令和2年度 (2020年度) か ら 令和4年度 (2022年度)	4,076			4,076
令和2年度 (2020年度) か ら 令和4年度 (2022年度)	4,076			4,076

事項	補正区分	限度額	前年度末までの 支 出 額	
			期 間	金 額
			千円	千円
文化・交流センター管理運営事業	補正前			
	補 正	34,834		
	補正後	34,834		

当該年度以降 の支出予定額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国府支出金	地方債	
千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度 (2020年度) か ら 令和3年度 (2021年度)	34,834			34,834
令和2年度 (2020年度) か ら 令和3年度 (2021年度)	34,834			34,834

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補正区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	22,907,152	26,481,781	(4,030,100) 9,911,400	1,109,552	39,313,729
	補正			274,600		274,600
	補正後	22,907,152	26,481,781	(4,030,100) 10,186,000	1,109,552	39,588,329
(12) その他	補正前	10,176,126	12,342,666	(3,073,200) 7,199,400	206,702	22,408,564
	補正			274,600		274,600
	補正後	10,176,126	12,342,666	(3,073,200) 7,474,000	206,702	22,683,164
合計	補正前	40,046,715	43,404,972	(4,030,100) 10,961,400	2,583,011	55,813,461
	補正			274,600		274,600
	補正後	40,046,715	43,404,972	(4,030,100) 11,236,000	2,583,011	56,088,061

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第121号議案

令和2年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第1号）

令和2年度箕面市の特別会計公共用地先行取得事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357,600千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,152,798千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
4 財 産 収 入		0	357,600	357,600
	1 財 産 売 払 収 入	0	357,600	357,600
歳 入 合 計		795,198	357,600	1,152,798

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 公 債 費		91,398	357,600	448,998
	1 公 債 費	91,398	357,600	448,998
歳 出 合 計		795,198	357,600	1,152,798

令和 2 年度

(2020 年度)

箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰 入 金	11,797	0	11,797
2 繰 越 金	1	0	1
3 市 債	783,400	0	783,400
4 財 産 収 入	0	357,600	357,600
歳 入 合 計	795,198	357,600	1,152,798

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 土地取得費	千円 703,800	千円 0	千円 703,800
2 公債費	91,398	357,600	448,998
歳出合計	795,198	357,600	1,152,798

補正額の財源内訳			
特定期財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
0	0	357,600	0
0	0	357,600	0

2 収入

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産売扱収入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項			
4 財 產	收 入	千円 0	千円 357,600	千円 357,600
1 財 產 売 扱 収 入		0	357,600	357,600
1 不 動 產 売 扱 収 入		0	357,600	357,600

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
1 不 動 產 売 扱 収 入	357,600	1 市有地売扱収入	357,600

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産売扱収入

3 岐出

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目			
2	公	債 費	千円 91,398	千円 357,600	千円 448,998
1	公	債 費	91,398	357,600	財産収入 357,600
1	元	金	79,700	357,600	437,300
					財産収入 357,600

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
22 債還金利子 及び割引料	357,600	50 公債費繰上償還事業【地域活性化室】 357,600
		22 債還金利子及び割引料 357,600
		1 債還金 357,600
		市中銀行 357,600

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補正区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	4,819,600	5,343,500	703,700		6,047,200
	補正				357,600	△ 357,600
	補正後	4,819,600	5,343,500	703,700	357,600	5,689,600
(1) 公共用地先行債 取 得 事 業 債	補正前	4,819,600	5,343,500	703,700		6,047,200
	補正				357,600	△ 357,600
	補正後	4,819,600	5,343,500	703,700	357,600	5,689,600
合 計	補正前	4,819,600	5,343,500	703,700		6,047,200
	補正				357,600	△ 357,600
	補正後	4,819,600	5,343,500	703,700	357,600	5,689,600

第122号議案

令和2年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）

令和2年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,321千円を追加し、歳入歳出それぞれ13,696,131千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 繰 入 金		1,175,709	2,321	1,178,030
	1 他会計繰入金	1,175,709	2,321	1,178,030
歳 入 合 計		13,693,810	2,321	13,696,131

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総 務 費		220,707	2,321	223,028
	1 総務管理費	184,586	2,321	186,907
歳 出 合 計		13,693,810	2,321	13,696,131

令和 2 年度
(2020 年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,229,851	0	3,229,851
2 一部負担金	103	0	103
3 使用料及び手数料	1,714	0	1,714
4 国庫支出金	3,696	0	3,696
5 府支出金	9,271,392	0	9,271,392
6 財産収入	1	0	1
7 繙入金	1,175,709	2,321	1,178,030
8 諸収入	11,344	0	11,344
歳入合計	13,693,810	2,321	13,696,131

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 220,707	千円 2,321	千円 223,028
2 保険給付費	9,019,230	0	9,019,230
3 国民健康保険事業費納付金	4,262,894	0	4,262,894
4 共同事業拠出金	2	0	2
5 保健事業費	145,804	0	145,804
6 基金積立金	1	0	1
7 諸支出金	43,172	0	43,172
8 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	13,693,810	2,321	13,696,131

補正額の財源内訳			
特定期財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 2,321
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	2,321

2 繰 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目		
7	繰 入 金	千円 1,175,709	千円 2,321	千円 1,178,030
1	他 会 計 繰 入 金	1,175,709	2,321	1,178,030
	一 般 会 計 繰 入 金	1,175,709	2,321	1,178,030

節		説 明
区 分	金 額	千円
3 職員給与費等 繰 入 金	2,321	1 職員給与費等繰入金 補正後 213,704,000円—補正前 211,383,000円 2,321

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 戻 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項				
1	総務費	千円 220,707	千円 2,321	千円 223,028	千円 一般財源 2,321
1	総務管理費	184,586	2,321	186,907	一般財源 2,321
1	一般管理費	181,808	2,321	184,129	一般財源 2,321

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 給 料	△88	1 一般事務経費（一般管理費）【国民健康保険室】 2,321
3 職員手当等	2,340	2 給 料 △88
4 共 濟 費	69	2 一般職給 一般職給 △88
		3 職員手当等 2,340
		2 扶養手当 △120
		3 管理職手当 45
		4 地域手当 △19
		5 通勤手当 29
		9 時間外及び休日勤務手当 2,675
		11 期末勤勉手当 △310
		14 児童手当 40
		4 共 濟 費 69
		3 職員共済組合負担金 69

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

給与費

明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(1) 14	326	45,608	38,504
補正前	(1) 14	326	45,696	36,204
比較	()		△ 88	2,300

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	774	2,745
	補正前	894	2,700
	比較	△ 120	45
	区分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
	補正後	444	19,381
	補正前	444	19,691
	比較		△ 310

費 計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
84,438	17,407	101,845	
82,226	17,338	99,564	
2,212	69	2,281	

地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)
5,896	1,309	7,955
5,915	1,280	5,280
△ 19	29	2,675

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給料	△ 88	1 その他の減分	△ 88
職員手当	2,300	1 その他の増減分	2,300

注) 職員数は、常勤職員数であり、() 内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説明	備考
所属会計変更等に係る減分	職員数の異動状況
△ 88 千円	[現に在職する] (その他) (計) 職員数
	補正後 14(1)人 ()人 14(1)人
	補正前 14(1)人 ()人 14(1)人
	比較 ()人 ()人 ()人
	扶養手当 △ 120 千円
	管理職手当 45 千円
	地域手当 △ 19 千円
	通勤手当 29 千円
	時間外及び休日勤務手当 2,675 千円
	期末勤勉手当 △ 310 千円

第123号議案

令和2年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）

令和2年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,910千円を追加し、歳入歳出それぞれ11,376,393千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国 库 支 出 金		2,310,146	4,140	2,314,286
2 国 库 补 助 金		398,091	4,140	402,231
7 線 入 金		2,156,163	16,782	2,172,945
1 他 会 計 線 入 金		1,771,976	16,782	1,788,758
8 線 越 金		1	23,988	23,989
1 線 越 金		1	23,988	23,989
歳 入 合 計		11,331,483	44,910	11,376,393

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総 務 費		257,026	20,922	277,948
1 総 務 管 理 費		186,306	20,922	207,228
5 諸 支 出 金		2,894	23,988	26,882
1 債還金及び還付加算金		2,894	23,988	26,882
歳 出 合 計		11,331,483	44,910	11,376,393

令和 2 年度

(2020 年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 3 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保 勘 料	2,374,722	0	2,374,722
2 使 用 料 及 び 手 数 料	242	0	242
3 国 庫 支 出 金	2,310,146	4,140	2,314,286
4 支 払 基 金 交 付 金	2,913,594	0	2,913,594
5 府 支 出 金	1,571,347	0	1,571,347
6 財 産 収 入	1	0	1
7 繰 入 金	2,156,163	16,782	2,172,945
8 繰 越 金	1	23,988	23,989
9 諸 収 入	5,267	0	5,267
歳 入 合 計	11,331,483	44,910	11,376,393

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 257,026	千円 20,922	千円 277,948
2 保険給付費	10,409,484	0	10,409,484
3 地域支援事業費	660,078	0	660,078
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	2,894	23,988	26,882
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	11,331,483	44,910	11,376,393

補正額の財源内訳			
特定期財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円 4,140	千円 0	千円 0	千円 16,782
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	23,988
0	0	0	0
4,140	0	0	40,770

2 纳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
3	国 庫 支 出 金	千円 2,310,146	千円 4,140	千円 2,314,286
	2 国 庫 补 助 金	398,091	4,140	402,231
	5 介 護 保 険 事 業 費 補 助 金	0	4,140	4,140
7	繰 入 金	2,156,163	16,782	2,172,945
1	他 会 計 繼 入 金	1,771,976	16,782	1,788,758
	1 一 般 会 計 繼 入 金	1,771,976	16,782	1,788,758
8	繰 越 金	1	23,988	23,989
1	繰 越 金	1	23,988	23,989
	1 前 年 度 繼 越 金	1	23,988	23,989

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 介護保険事業費 補 助 金	4,140	1 介護保険事業費補助金 $8,280 \times 1/2 = 4,140$
3 職員給与費等 繰 入 金	16,782	1 職員給与費等繰入金 補正後 275,407,000円 - 補正前 258,625,000円
1 前年度繰越金	23,988	1 前年度繰越金 補正後 23,989,000円 - 補正前 1,000円

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

3 裁出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目			
1	総務費	千円 257,026	千円 20,922	千円 277,948	千円 国庫支出金 4,140 一般財源 16,782
1	総務管理費	186,306	20,922	207,228	国庫支出金 4,140 一般財源 16,782
	1 一般管理費	186,306	20,922	207,228	国庫支出金 4,140 一般財源 16,782
5	諸 支 出 金	2,894	23,988	26,882	一般財源 23,988
1	償還金及び還付加算金	2,894	23,988	26,882	一般財源 23,988
2	償 還 金	1	23,988	23,989	一般財源 23,988

節		説 明
区 分	金 額	
	千円 20,922	千円
12 委 托 料	64 介護保険システム改修事業【介護・医療・年金室】 12 委 托 料 1 委 托 料 システム改修委託	20,922 20,922 20,922 20,922
22 債 還 金 利 子 及 び 割 引 料	54 諸支出金事業(償還金)【介護・医療・年金室】 22 債還金利子及び割引料 1 債 還 金 国庫等返還金	23,988 23,988 23,988 23,988

(款) 5 諸支出金

(項) 1 債還金及び還付加算金

第124号議案

令和2年度箕面市特別会計介護サービス事業費補正予算（第1号）

令和2年度箕面市の特別会計介護サービス事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 サービス収入		6,210	453	6,663
	1 予防給付費収入	6,210	453	6,663
歳入合計		6,212	453	6,665

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 サービス事業費		5,762	453	6,215
	1 介護予防サービス事業費	5,762	453	6,215
歳出合計		6,212	453	6,665

令和 2 年度
(2020 年度)

箕面市特別会計介護サービス事業費補正予算（第 1 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 サ 一 ビ ス 収 入	6,210	453	6,663
2 繼 越 金	1	0	1
3 諸 収 入	1	0	1
歳 入 合 計	6,212	453	6,665

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 サービス事業費	千円 5,762	千円 453	千円 6,215
2 予備費	450	0	450
歳出合計	6,212	453	6,665

補正額の財源内訳			
特定期財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円 0	千円 0	千円 453	千円 0
0	0	0	0
0	0	453	0

2 収入

(款) 1 サービス収入

(項) 1 予防給付費収入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項			
1 サ	一 ピ ス 収 入	千円 6,210	千円 453	千円 6,663
1 予 防 給 付 費 収 入		6,210	453	6,663
1 介 護 予 防 サ 一 ピ ス 計 画 費 収 入		6,210	453	6,663

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 介 護 予 防 サ 一 ピ 斯 計 画 費 収 入	453	1 介護予防サービス計画費収入 補正後 6,663,000円—補正前 6,210,000円

(款) 1 サービス収入

(項) 1 予防給付費収入

3 戻り出

(款) 1 サービス事業費

(項) 1 介護予防サービス事業費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項				
1 サービス事業費		千円 5,762	千円 453	千円 6,215	サービス収入 453
1 介護予防サービス事業費		5,762	453	6,215	サービス収入 453
1 介護予防支援事業費		5,762	453	6,215	サービス収入 453

節	説 明
区 分	金 額
	千円
12 委 託 料	453
2 介護予防サービス事業【地域包括ケア室】	453
12 委 託 料	453
1 委 託 料	453
ケアプラン作成委託	453

(款) 1 サービス事業費

(項) 1 介護予防サービス事業費

第125号議案

令和2年度箕面市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度箕面市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度箕面市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定期額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定期額)	(補正予定期額)	(計)
收			入
第1款 資本的 収入	213,901 千円	540 千円	214,441 千円
第3項 負担金		540 千円	540 千円
支			出
第1款 資本的 支出	403,944 千円	540 千円	404,484 千円
第1項 建設改良費	282,902 千円	540 千円	283,442 千円

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

予算に関する説明書

令和2年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第3号)

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 収入			千円 213,901	千円 540	千円 214,441	
	3 負担金			540	540	
		1 他会計負担金		540	540	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 支出			千円 403,944	千円 540	千円 404,484	
	1 建設改良費		282,902	540	283,442	
		2 固定資産購入費	241,302	540	241,842	

令和2年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	△ 380, 617		△ 380, 617
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
無形固定資産の取得による支出		△ 540	△ 540
一般会計からの繰入金による収入		540	540
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 275, 901		△ 275, 901
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	600, 358		600, 358
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 56, 160		△ 56, 160
5. 資金期首残高	161, 683	139, 244	300, 927
6. 資金期末残高	105, 523	139, 244	244, 767

予算参考資料

実施計画内訳書

資本的収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的収入	213,901	540	214,441	
3 負担金		540	540	
1 他会計負担金		540	540	
一般会計負担金		540	540	医療機器整備等負担金 540 新規計上

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的支出	403,944	540	404,484	
1 建設改良費	282,902	540	283,442	
2 固定資産購入費	241,302	540	241,842	
器械備品費	215,418	540	215,958	高額医療機器 60,930 540 増

第126号議案

令和2年度箕面市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度箕面市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第1款 水道事業収益	3,088,648 千円	2,184 千円	3,090,832 千円
第1項 営業収益	2,700,046 千円	2,184 千円	2,702,230 千円
支			出
第1款 水道事業費用	2,771,459 千円	3,278 千円	2,774,737 千円
第1項 営業費用	2,696,544 千円	3,278 千円	2,699,822 千円

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費 273,689 千円」を「職員給与費 278,058 千円」に改める。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

予算に関する説明書

令和2年度 箕面市水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業 収益			3,088,648	2,184	3,090,832	
	1 営業収益		2,700,046	2,184	2,702,230	
	3 その他営業収益		215,475	2,184	217,659	手数料及び公共下水道事業会計等からの負担金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業 費用			2,771,459	3,278	2,774,737	
	1 営業費用		2,696,544	3,278	2,699,822	
	5 総係費		164,277	3,278	167,555	事業活動全般に関連する費用

令和2年度 箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	219,241	△ 1,094	218,147
業務活動によるキャッシュ・フロー①	838,356	△ 1,094	837,262
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,148,738		△ 1,148,738
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 42,262		△ 42,262
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 352,644	△ 1,094	△ 353,738
5 資金期首残高	2,261,793		2,261,793
6 資金期末残高	1,909,149	△ 1,094	1,908,055

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)		
	特別職(人)		報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)				
	管理者	その他								
補正後	1	11 (6) 25	1,910	107,686	129,054	238,650	38,608	277,258		
補正前		11 (6) 25	1,910	105,544	127,437	234,891	37,998	272,889		
比較	1	()		2,142	1,617	3,759	610	4,369		

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)		管理職手当 (千円)		地域手当 (千円)		通勤手当 (千円)	
		扶養手当 (千円)	勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)	勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)	勤務手当 (千円)	扶養手当 (千円)	勤務手当 (千円)
	補正後	2,574		8,220		14,508		2,159	
	補正前	2,574		8,220		14,250		2,159	
	比較					258			
手当の内訳	区分	時間外及び休日 勤務手当 (千円)		住居手当 (千円)		期末勤勉手当 (千円)		退職給付費 (千円)	
	補正後	3,900		728		44,686		52,279	
	補正前	3,900		728		43,606		52,000	
	比較					1,080		279	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考			
給料	2,142	1 その他の増 加分	2,142 所属会計変更 等に係る増加 分 2,142千円	職員数の異動状況 (現に在職する) 職員数 補正後 26 (5) 人 補正前 25 (5) 人 比 較 1 () 人			
手当	1,617	1 その他の増 加分	1,617	地域手当 期末勤勉手当 退職給付費			

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 水道事業収益	3,088,648	2,184	3,090,832	
1 営業収益	2,700,046	2,184	2,702,230	
3 その他の営業収益	215,475	2,184	217,659	
他会計負担金	99,265	2,184	101,449	公共下水道事業会計から の庁舎使用等負担金 23,913 2,184 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 水道事業費用	2,771,459	3,278	2,774,737	
1 営業費用	2,696,544	3,278	2,699,822	
5 総係費	164,277	3,278	167,555	
給料	26,304	2,142	28,446	給料 28,446 2,142 増
手当等	16,409	258	16,667	地域手当 3,806 258 増
賞与引当金繰入額	4,507	1,248	5,755	期末勤勉手当分 4,853 1,080 増 法定福利費分 902 168 増
法定福利費	9,016	442	9,458	職員共済組合負担金 9,052 436 増 地公災負担金 79 6 増
退職給付費	52,000	279	52,279	退職給付引当金繰入額 52,279 279 増
負担金	22,412	△ 1,091	21,321	人件費負担金 3,277 1,091 減

第127号議案

令和2年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度箕面市公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支	出		
第1款 下水道事業費用	2,538,320千円	1,092千円	2,539,412千円
第1項 営 業 費 用	2,388,884千円	1,092千円	2,389,976千円

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

予算に関する説明書

令和2年度 箕面市公共下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,538,320	1,092	2,539,412	
	1 営業費用		2,388,884	1,092	2,389,976	
	8 汚水総係費	62,409		1,092	63,501	汚水事業全般に関連する費用

令和2年度 箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	113,511	△ 1,092	112,419
業務活動によるキャッシュ・フロー①	797,947	△ 1,092	796,855
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 200,357		△ 200,357
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 268,620		△ 268,620
4 資金の増加額④=①+②+③	328,970	△ 1,092	327,878
5 資金期首残高	4,545,661		4,545,661
6 資金期末残高	4,874,631	△ 1,092	4,873,539

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 下水道事業費用	2,538,320	1,092	2,539,412	
1 営業費用	2,388,884	1,092	2,389,976	
8 汚水総係費	62,409	1,092	63,501	
負担金	20,783	1,092	21,875	人件費負担金 5,460 1,092 増

第128号議案

令和2年度箕面市競艇事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度箕面市競艇事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度箕面市競艇事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 一日平均売上金額	656,897千円	64,103千円	721,000千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第1款 競艇事業収益	59,959,252千円	5,245,418千円	65,204,670千円
第1項 営業収益	59,919,842千円	5,245,418千円	65,165,260千円
支			出
第1款 競艇事業費用	58,982,908千円	5,163,452千円	64,146,360千円
第1項 営業費用	56,931,907千円	4,663,452千円	61,595,359千円
第2項 営業外費用	1,051,000千円	500,000千円	1,551,000千円

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

予算に関する説明書

令和2年度箕面市競艇事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

收 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 競艇事業 収益			59,959,252	5,245,418	65,204,670	
	1 営業収益		59,919,842	5,245,418	65,165,260	
	1 開催収益		52,365,236	5,110,000	57,475,236	舟券売上金、返還金
	4 その他営業収益		1,051,788	135,418	1,187,206	端数切捨金収入、寄附金、他会計負担金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 競艇事業 費用			58,982,908	5,163,452	64,146,360	
	1 営業費用		56,931,907	4,663,452	61,595,359	
	1 開催費		42,314,662	4,151,500	46,466,162	舟券の払い戻業務及びその他開催業務に要する費用
	2 交付金		2,636,280	263,973	2,900,253	モーター・ボート競走法交付金
	4 施設費		2,109,575	247,979	2,357,554	施設借上げ等に要する費用
	2 営業外費用		1,051,000	500,000	1,551,000	
	1 繰出金		1,000,000	500,000	1,500,000	一般会計繰出金

令和2年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	976,344	81,966	1,058,310
業務活動によるキャッシュ・フロー①	1,037,677	81,966	1,119,643
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 137,095	0	△ 137,095
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0	0	0
4 資金の増加額④=①+②+③	900,582	81,966	982,548
5 資金期首残高	6,047,427	0	6,047,427
6 資金期末残高	6,948,009	81,966	7,029,975

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明 (千円)	
1 競艇事業収益	59,959,252	5,245,418	65,204,670		
1 営業収益	59,919,842	5,245,418	65,165,260		
1 開催収益	52,365,236	5,110,000	57,475,236		
電話投票舟券発売金	35,534,940	5,110,000	40,644,940	電話投票舟券発売上金	39,770,000 5,000,000 増
				電話投票舟券返還金	874,940 110,000 増
4 その他営業収益	1,051,788	135,418	1,187,206		
端数切捨金収入	102,476	10,000	112,476	払戻金端数切捨金収入	112,476 10,000 増
寄附金	887,330	127,600	1,014,930	電話投票運営協力金	1,014,930 127,600 増
他会計負担金	9,164	△ 2,182	6,982	水道事業会計負担金	3,275 1,091 減
				公共下水道事業会計負担金	3,275 1,091 減

支出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説明 (千円)	
1 競艇事業費用	58,982,908	5,163,452	64,146,360		
1 営業費用	56,931,907	4,663,452	61,595,359		
1 開催費	42,314,662	4,151,500	46,466,162		
使用料	975,299	140,250	1,115,549	中央情報処理装置使用料	1,115,549 140,250 増
負担金	1,461,662	151,250	1,612,912	全国モーターボート競走監行者協議会	1,203,043 151,250 増
払戻金	38,428,500	3,750,000	42,178,500	舟券払戻金	42,178,500 3,750,000 増
返還金	1,127,236	110,000	1,237,236	舟券返還金	1,237,236 110,000 増
2 交付金	2,636,280	263,973	2,900,253		
交付金	2,636,280	263,973	2,900,253	モーターボート競走法第25条交付金	1,746,662 202,672 増
				モーターボート競走法第30条交付金	707,991 61,301 増
4 施設費	2,109,575	247,979	2,357,554		
賃借料	2,109,575	247,979	2,357,554	住之江競艇場賃借料	2,170,510 247,979 増
2 営業外費用	1,051,000	500,000	1,551,000		
1 繰出金	1,000,000	500,000	1,500,000		
一般会計繰出金	1,000,000	500,000	1,500,000	一般会計繰出金	1,500,000 500,000 増

諮詢第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

氏名 太田克巳

略歴

昭和48年 3月	関西大学文学部卒業
同 49年 8月	箕面市役所勤務
同 62年 4月	健康福祉部児童課稚保育所長
平成 7年 4月	企画部政策企画室長補佐
同 10年 4月	健康福祉部総合保健福祉センター障害福祉サービス監

同 15年 4月 健康福祉部総合保健福祉センター次長（障害福祉・高齢介護担当）
同 16年 4月 人権文化部総務次長
同 18年 4月 社会福祉法人あかつき福祉会あかつき園長
同 23年 4月 財団法人箕面市医療保健センター事務局長
同 24年 4月 民生委員・児童委員（現在に至る。）
同 27年 4月 箕面市民生委員児童委員協議会箕面小地区委員長
同 28年 4月 箕面市民生委員児童委員協議会副会長（現在に至る。）
同 30年 7月 人権擁護委員（現在に至る。）
同 31年 4月 大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

（提案理由）

太田克巳氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮詢第4号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

氏名 西念京祐

略歴

平成13年 3月	京都大学法学部卒業
同 13年11月	司法試験合格
同 15年10月	司法修習終了
同 15年10月	弁護士登録（現在に至る。）
同 15年10月	法円坂法律事務所入所

同 21年 4月 梅田新道法律事務所入所（現在に至る。）

（提案理由）

西念京祐氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮詢第5号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年11月30日提出

箕面市長 上島一彦

氏名 中井 崇

略歴

平成13年 3月	東京大学法学部卒業
同 13年11月	司法試験合格
同 15年10月	司法修習終了
同 15年10月	弁護士登録（現在に至る。）
同 15年10月	中之島中央法律事務所入所（現在に至る。）

同 22年 1月 中之島中央法律事務所の共同経営者に就任（現在に至る。）
同 25年 6月 加古川市行政法律相談員（現在に至る。）
令和 2年 4月 大阪弁護士会労働問題特別委員会副委員長（現在に至る。）

（提案理由）

中井 崇氏を人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。